特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	小児慢性特定疾病医療費給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給事務における個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和4年10月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費給付事務					
②事務の概要	【概要】 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行う 【具体的内容】 小児慢性特定疾病医療受給者証に関する申請受付、審査認定事務 認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給事務					
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
小児慢性特定疾病支給認?	_ 定台帳					
3. 個人番号の利用						
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 7の項					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号,第3号,第4号,第5号,第6号					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 26,56の2、87の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 9の項					
5. 評価実施機関におけ	する担当部署					
①部署	青森県健康福祉部こどもみらい課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開え	示•訂正•利用停止請求					
請求先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青本県巡路が開発を開発します。					

青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループ 連絡先

電話:017-734-9303

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			11年10月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価機関に		直点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項 3) 基礎項目評価書及び全項「 項目評価書とび全項「	目評価書
されている。	I		e de ser la l			
2. 特定個人情報の入手(*	青報提信	共ネットワークシステ.	ムを通じた	と入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの)取扱し	いの委託			[O]委詞	狂しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託	や情報提供ネットワーク	システムを	を通じた提供を		共・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接	続しない(入手) []接線	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	〕自己点検	[0]	内部監査	[]外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

久人四/	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関における担当 部署	こどもみらい課長 久保 敏隆	こどもみらい課長 千葉 文明	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	部者	こどもみらい課長 千葉 文明	こどもみらい課長 伊藤 正章	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	評価実施機関における担当 部署	こどもみらい課長 伊藤 正章	課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価証の様式変更 に伴う修正
	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点 2. 取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月25日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	内部監査 外部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月8日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査 外部監査	内部監査	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第7条第1号, 第3号,第4号,第5号,第6号	事後	公金受取口座登録制度の施 行等に伴う修正